

個人情報保護委員会（第173回）議事概要

- 1 日時：令和3年5月14日（金）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、
赤阪参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和2年度年次報告（案）について
- (2) 議題2：令和3年度個人情報保護委員会活動方針（案）について

議題1及び議題2について、事務局から、資料に基づき説明を行った。

高村委員から「いわゆる3年ごと見直しとして、令和2年改正法が成立したこと、また個人情報保護制度の一元化について、タスクフォースでの検討から令和3年改正法案の成立まで至ったことは、令和2年度及び令和3年度の大きな成果と言える。しかし同時に、委員会の役割と責任はますます大きくなった。委員会としては、個人情報保護制度の適切な運用に一層努めるとともに、より良い制度の実現に向けた取組を今後も継続的に行うことが必要である。当面は令和2年改正法の円滑な施行に向け、ガイドライン等の整備に継続的に取り組むことが必要である。また、令和3年改正法についても、その円滑な施行に向けて、政令・規則・ガイドライン等の整備に迅速に取り組まなければならない。併せて、これらの改正法の内容について、国民に分かりやすい形で積極的に周知・広報を行うことが重要である」旨の発言があった。

加藤委員から「多数の破産者等の個人情報をウェブサイトに違法に掲載した者に対し命令を行った事案や、LINE社への立入検査など、令和2年度においても積極的な監督活動を行った。令和3年度は、引き続き効果的かつ効果的な監督活動を実施し、これまで培ったノウハウを、令和4年度からの公的部門に対する監視活動にいかしていくことが重要である」旨の発言があった。

浅井委員から「新型コロナウイルス感染拡大は、未だ収束が見通せないが、この中でも、委員会は国際協力に関して積極的に取り組んできた。信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けて、会議を重ねてきた。オンライン形式で欧州及び米国関係機関と対話を実施し、また、OECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおける議論への参画・主導を行ってきた。令和3年度においても、関係各国との戦略的な対話や連

携を一層推進するとともに、国際会議の場において、委員会としての発言を更に積極的に行っていくべきである」旨の発言があった。

丹野委員長から「年々、委員会の活動が充実してきており、委員及び事務局の御尽力の賜物であると感じたい。とりわけ令和2年度は、委員会として初めての3年ごと見直しや個人情報保護制度の一元化の進展など、まさに歴史的な一年であったと思う。先日、個人情報保護法の一部改正を含むデジタル社会形成整備法が成立したが、委員会の所掌事務の著しい拡大に伴い、責任も大きくなった。そのため、委員会として組織体制の充実・強化を図り、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという委員会の任務を果たすことで、国民の期待や信頼に応えていかなければならない。令和3年度においても、本日取りまとめる活動方針の下、しっかりと取組を進めてまいりたい」旨の発言があった。

令和2年度年次報告（案）及び令和3年度個人情報保護委員会活動方針（案）について、原案のとおり決定され、令和2年度年次報告（案）については、閣議請議等の手続を進めることとなった。

また、議題1の「令和2年度年次報告（案）」については、国会報告前の段階のものであることから、国会報告後に公表することとなった。

以上